

入札説明書

本件入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令及び規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加者の資格

資本関係又は人的関係がないこととは、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないことをいう。（組合（共同企業体を含む。）（3）において同じ。）

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは差し支えない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

2 入札

(1) 入札書の様式は、入札書（別紙様式2号）による。

(2) 入札書は持参するものとする。

(3) 入札書は封筒に入れて、表に「氏名又は名称」及び「物品等の名称」を記載すること。

(4) 入札参加者はあらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、委任状（別紙様式3号）を持参させなければならない。

(5) 入札参加者又はその代理人は当該入札に対するほかの入札参加者の代理をすることはできない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。

(7) 調達をする物品の仕様を満たしていることを条件に入札に参加すること。

3 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無いときは、その場で直ちに再度の入札を行なうものとする。再度入札に参加する場合は、入札書用紙を余分に準備しておくこと。

4 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が同価で二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、1名を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に関係のない酒田市職員にこれに代わってくじを引かせ、1名を決定する。

5 その他

(1) 入札参加者の連合その他の理由により、入札を公正に執行することが出来ないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(2) 入札をした者は、入札後、物品の内容、契約条項及び入札条件等の不明を理由として異議を申立てることはできない。

(3) 落札者は、予定完結権を他に譲渡することができない。

(4) 予定価格が2,000万円以上の動産買入契約は議会の可決が必要である。

(5) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。